

官民競争入札等監理委員会

第 37 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 37 回 官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時:平成 20 年 8 月 6 日(木) 14:00~15:00

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 登記関連業務に係る措置に関する計画の改定について

(2) 実施要項案について

・ 登記簿等の公開に関する事務実施要項

・ 通訳案内士試験事業実施要

(3) アビリティガーデンにおける職業訓練事業の実績評価について(案)

(4) その他

3. 閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、逢見委員、樫谷委員、小林委員、野原委員、前原委員、森委員、渡邊委員

(事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官

(法務省)

(1) 民事局局长 倉吉 敬

(2) 民事局総務課長 團藤 丈士

(3) 民事局民事監査官 多田 衛

(独立行政法人 国際観光振興機構)

(1) 理事 道明 昇

(2) 企画本部総務部部長 加藤 英一

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第37回の官民競争入札等監理委員会を開始させていただきます。

まず冒頭に、7月15日付で新たに当委員会の事務局長に着任されました佐久間事務局長からあいさつをお願いします。

佐久間事務局長 中藤前事務局長の後を受けまして、7月15日付で新しく事務局長を拝命いたしました佐久間でございます。よろしくお願いいたします。

今まで、行政の効率化に関連してPFIなどを幾つか経験したことがございます。また、他省庁にもたくさん出向したことがございますので、そうした経験を生かしてお支えをしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

落合委員長 どうもありがとうございました。

それでは、櫻井参事官の後任として7月11日付で関参事官が着任されておられますので、ごあいさつをお願いいたします。

関参事官 7月11日に着任いたしました関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

直前は、規制改革会議の事務局を務めてございました。また引き続き御指導いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題であります。まず第1に「登記関連業務に係る措置に関する計画の改定について」、第2に法務省の「登記簿等の公開に関する事務実施要項案」、第3に国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業の実施要項案」、それから第4に「アビリティガーデンにおける職業訓練事業の実績評価について」ということにつきまして御議論いただきたいということになっております。

それでは、最初の登記関連業務に係る措置につきまして、計画を改定する問題についての御審議をお願いしたいと思います。登記関連業務に係る措置の計画につきましては、昨年6月26日の監理委員会で承認をしているところでありますけれども、平成20年度以降の入札に関して計画の改定の必要が生じたということです。まず、その点につきまして法務省から説明を受けた後、御審議に入っていただきたいと思います。

それでは、法務省の方からお願いします。

(法務省関係者入室)

落合委員長 本日は、暑い中、本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。法務省の方から、登記関連業務に係る措置に関する計画の改定案という申出がございましたので、その改定内容及びその必要性につきまして御説明をお願いいたします。

團藤総務課長 法務省民事局総務課長の團藤でございます。私の方から、ただいまお話のございました登記関連業務に係る措置に関する計画の改定案につきまして御説明申し上げたいと思います。資料1-1というものがそれに該当すると思われるので、お手元でござらんになっていただければと思います。

現行の計画につきましては、平成19年6月26日、当委員会の御了承をいただいたものでございますが、この度、本年度の登記簿等の公開に関する事務の実施要項の策定に際しまして、現行の

計画で定めておりました平成20年度入札に係る事業の実施期間を見直すこと等に伴いまして、この計画を一部変更することといたしましたので、その内容を御説明申し上げたいと思います。

お聞きいただきまして、変更点がございますのは、2.3.の部分でございますが、1.は従前のままでございます。「2.平成20年度に実施する入札」という項目がございますが、この部分は今回新たに1.に倣った形で書き加えたものでございます。後ほど御審議いただきます本年度の実施要項案の内容に沿って記載をいたしております。

なお、昨年度に策定いたしました計画では、実施期間を5年とするということとしておりましたが、2.をごらんになっていただいておりますとおり、これを2年と変更してございます。

次に、3.でございます。この部分は、平成20年度に実施する入札の部分を2として切り出して記述いたしましたこと、更に平成21年度に実施いたします入札にかかる実施期間を4年から3年に、また平成22年度に実施いたします入札に係る実施期間を3年から2年にと、それぞれ変更することに伴いまして所要の修正をほどこしたものでございます。

次に、この計画を変更する理由でございます。現行の計画では、平成20年度から平成22年度までの間に実施する入札に係る事業の実施期間をそれぞれ、これはちょうど後ろの方にポンチ絵を付けてございます。最後のページをごらんになっていただければと思います。ここに「実施期間一覧表（変更前）」というものがございまして、これで示しておりますとおりそれぞれ5年、4年、3年としておりました。

しかしながら、民間事業者の参入機会を確保、拡大し、競争環境を一層整えるという観点から、これらの実施期間をそれぞれ2年、3年、2年とすることとしたものでございます。

1枚前を見ていただきますと、「実施期間一覧表（変更後）」というものがございまして、これが変更後の案を前提とした線表となっております。これによりまして、平成22年度に入札を実施する際には、平成22年度に初めて入札の対象となります登記所、これが一番下の列に該当いたしますが、それらの登記所に加えまして、平成10年度に入札を実施して実施期間は3年間とされていた登記所と、本年度に実施期間2年として入札を実施する登記所、これらを同時に入札対象とすることができます。

後ほど御審議いただきます本年度の実施要項案でも盛り込んでございますが、実務経験者等の配置を登記所ごとではなく法務局・地方法務局単位とすること、あるいは本年度の入札において落札した事業者が実務経験者を常駐させない登記所に配置する窓口責任者という役割の者を今回の実施要項では予定してございますが、それらの窓口責任者につきまして2年以上の期間、窓口責任者として委託業務に従事した者について、実務経験者と同等の知識及び能力を有する者と認められる者として取り扱うことができるということといたしておりますが、そういった施策を実施することによりまして、実務経験者等の人員配置において、よりスケールメリットを生かした効果的な配置というものも期待できるようになると考えてございます。

なお、その後も早期にスケールメリットが生かれますように、平成24年度に実施いたします入札において、原則として都道府県ごとにすべての登記所を一括して入札対象とすることとし、平成25年度からの事業実施期間につきましては本格的な期間設定としたいと考えている次第でございます。

ます。以上が、この改定案についての御説明でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。どの点でも結構だと思いますが、いかがですか。

榎谷委員 榎谷でございます。今回、2年にするというので、諸事情があってやむを得ないというふうに私も考えているのですが、原則としてやはり2年というのは短いんだということを御理解いただいた上で今後の対応をしていただければ幸いかと思いますので、よろしく願いいたします。

落合委員長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしければ、本件につきましては監理委員会として了承ということによろしいでしょうか。

それでは、異議がないということですので、本件につきましては監理委員会として了承ということにいたしたいと思います。

それでは、引き続き法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項案について御審議をいただくということになります。本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしてまいりました。その審議の小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。資料2-1、2-2、2-3でございますが、2-1に従いまして簡単に御説明したいと思います。

全国の登記所の乙号事務に従事している登記所について、22年までに拡大していくということですが、前回、昨年度に実施した民間競争入札では22か所のうち21か所においてある特定の、1つの民間事業者が落札という結果であったということを踏まえまして、今回はできるだけ幅広い方に入札に参加していただいて落札していただくという趣旨から、いろいろな点検をしていただいたと思っております。

内容でございますが、まず「委託業務の内容」でございます。窓口の取扱時間をもう少し延長、拡大できないのかということについて、以前の委員会でも御審議いただきました。具体的に今回どのようなことになったかといいますと、前回と同じような理由なんですけれども、庁舎管理上の問題だとか、システムの問題だとか、経費の問題だとか、あるいは民間事業者からも特別に積極的な御希望がなかったということもありまして、従来どおり窓口取扱時間については今までの時間とするということになりました。

次のページでございますが、サービスの質、要求水準でございます。要求水準につきまして、その指標をもう少し、満足度についても設定の見直しとか、新たな指標の導入などできないのかというようなことを御検討いただくようにしたのですけれども、やはりこれにつきましても「待ち時間」とか「業務処理時間」ということを指標として導入することにつきましては、なかなかこれは難しい、困難であるとか、それ以外にどんなものがあるかということになると、適切なものが現在のところは考えられないということで、今回見直しを行わないことはやむを得ないということと判断をいたしました。

「委託費の増減額等」につきましても、この在り方について検討を続けるということになってい

たんですけれども、ここに書いてございますようになかなか難しいということとか、満足度のアンケートを取るんですが、四半期に1回、つまり3か月に1回でございますので、それだけをもっていい悪いを言うんですけれども、委託費の増減に結び付けるのはなかなか難しいということになりまして、今回はそれを見送るということになりました。

それから、実施期間でございます。先ほど申し上げましたように、前回は3年間でございますけれども、今回は2年間に短縮することになりました。これは、多様な民間事業者が参入するという観点でございます。そういう意味では非常にいいんですけれども、また逆に言えば2年間となりますと民間事業者の魅力が薄れるということもございますので、今回はやむを得ないというふうに判断をしたのでございますけれども、今回2年間やってみて、その結果についてまた御検討いただきまして、それに応じて見直しをしていただくということになると考えております。

「入札参加資格」につきましても、今回はB等級以外の方についても入札参加が認められるようになりましてということで、C等級に格付けされている方も参加できるようになったということでございますが、C等級だからというわけではないんですけれども、やはり質との関係で一定の質を下げてはいけないということでございまして、法務局の方と民間事業者の方の連携が非常に大事だと思いますので、質を落とすことのないように工夫をしなければいけないと思っております。

それから、「落札者の評価の基準等」の中で「実務経験者の配置」でございます。実務経験者がなかなかいないということで、これが民間事業者の参入障壁となるおそれがあるということですので、その見直しをしていただきたいということを前回御指摘させていただいたんですけれども、今回につきましてはこの対応のところに書いてございますように、まず法務局単位でその規模において1名から5名程度の範囲内で必要最低限の配置数を定めることとしたとか、あるいは実務経験者が配置されない登記所では窓口研修をして「窓口責任者」というものを新しくつくっていただきまして、それを配置するようになればいいとか、実務経験者を3年から1年以上にしたとか、あるいは「窓口責任者」で2年以上委託業務に従事した方については実務経験者とみなすようにしていただいたとか、いろいろな工夫をしていただいたということでありまして、今回の結果をまた見て、必要に応じてその配置要件などについて見直しを行っていただかなければいけないかもわかりませんのでよろしく願いいたします。

「加点項目」につきましても、前回の実績を踏まえましていろいろな見直しを行っていただきました。基礎点と加点の比率を今回は2対1という形で、加点の得点の影響を下げるとか、いろいろなここに記載されているようなことをしていただきました。これにつきましても、次の実績を評価をしていただきまして、また見直しを行っていただくということが適当ではないかと考えております。

それから、「評価委員会」を今つくっていただいているわけです。評価委員会についての運営の見直しについても前回申し上げたんですが、これについてもいろいろな見直しを行っていただきまして、人選の問題だとか、あるいはコメントをそれぞれ評価委員が出していただいて、希望する民間事業者には自分の提案書に対する評価委員のコメントがどうであったかがわかるようにということとか、そういうことでいろいろな工夫をしていただけたと思っております。どうもありがと

うございました。

それから、「委託契約の内容の変更」とか「委託業務に係る評価」とか、いろいろな観点につきましてはここに書いてあるとおりでございますので、これは省略させていただきたいと思いますが、今回は相当いろいろな対応をさせていただいたんですけれども、逆に言えば先ほど申し上げたように質が劣ってはいけませんので、法務局と連携をして質を落とすことのないように、またコストを安く効率的にできるように、是非工夫をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上であります。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、今の榎谷主査からの御報告のとおり法務省の「登記簿等の公開に関する事務」実施要項案につきまして、本日監理委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

では、野原委員どうぞ。

野原委員 私は6月から委員をしているのでこれまでの経緯はよくわからないのですが、先ほど御説明いただいた資料1ページの業務内容について、「窓口の取扱時間の延長・拡大について前向きに検討する」となっているにもかかわらず、その検討結果は庁舎の管理上の問題があるとか、それ以外の終了後の作業に関わるとか、稼働の経費がかかるといった、検討するまでもなくわかっていったようなことが理由になっているというのは前向きな検討なのかなとちょっと疑問に感じます。どのような経緯でどんな検討がなされたのかももう少し御説明いただければと思います。それが1点です。

もう一つ、その次のページのサービスの質についてですけれども、そのサービスの質を図る指標について検討するという事かと思うんですが、「待ち時間」とか「業務処理時間」を指標として導入することが困難というのは、なぜ困難なのか。銀行等も待ち時間等のカウントとかをされていると思うんですけれども、そういったことももう少し御説明いただけますか。

落合委員長 それでは、榎谷主査お願いいたします。

榎谷委員 まず御質問の1つ目は窓口取扱業務でございます。この一番大きな理由は、システムの話であります。システムの稼働が、例えばその対象のところだけを稼働させるということはなかなか難しいというのが一番大きな理由でございます。それから、民間事業者からも積極的にいろいろなヒアリングなどをしたんですけれども、その取扱時間の拡大を要求するようなところは今のところなかったもので、今回はやむを得ないかなということといたしました。

ただ、このシステムについては今いろいろな対応をさせていただいておまして、これができるようになればまた窓口時間の延長拡大についても可能なかということで、一番大きな理由はシステムの稼働が個々の対象となっている登記所だけを延長するということが非常に難しいシステムになっているようでございます。全体のシステムを動かさなければいけませんので、コスト増にもなるというようなことの御説明があってやむを得ないかなと思いましたが、これはしばらくはやむを得ないですね。システムということから見たら、やむを得ない。

野原委員 対象となっているということは、競争入札の対象となっていないところは延長しないことを前提にして検討されているということですか。

榎谷委員 そういうことですね。官がやっているところは、今のところ延長しないということを前提にやっております。

野原委員 それは前向きな検討というか……。

事情としてはわかりましたけれども、やはり拡大するためにどうするかということを検討するのが前向きな検討であって、できない理由を探すことではないような気がしますので、いろいろ御事情もおありかとは思いますが、もう少しどうすればできるのかということをお検討いただけるとありがたいと思います。

倉吉局長 民事局長の倉吉でございます。実はちょっと前提からお話をしますと、登記のシステムは、昭和63年ごろから始めました。当初は、先見の明があったと言われたんですが、コンピュータというのは日進月歩であり、どんどんいいものになってきております。登記のシステムも、今はレガシーシステムと言われていまして、今のシステムを全部組み替えて新しく再構築するというので、次期情報システムというものを今つくっているところです。

これをつくり込んで、システムの再構築ができ上がったときには、この時間の関係も、より合理的な解決ができるのではないかと考えております。今ちょうどその改編途中であるので、システムの問題が出てくるということがあります。

ただ、この問題は榎谷主査からの要請も踏まえ前向きに考えなければいけないとは思っていましたが、前回入札に参加された民間事業者で今回も入札に参加したいと言っている方からは、窓口取扱時間を延ばしたいという要望がなかったということもありまして今こうなっております。

野原委員 延ばしたいと思っているのは利用する方なので、受託する民間企業が延ばしたいと思うということではないのではないかと思います。

倉吉局長 そのとおりだと思います。

ただ、やはり入札を行いますので、それで受け手がなくなるということになっても困るという事情はあるということです。これは、それだけが理由だと申し上げているつもりではありませんで、今、榎谷委員から御指摘いただいたとおりでございます。そういう複合的な要因がありまして、もちろん我々も努力しなければならないことがあることは十分に理解しておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

榎谷委員 もう一つ、待ち時間とか業務処理時間を指標として導入することは現在のところは困難だということでございます。もちろん待ち時間のマネジメントなどはしているようではございますけれども、実はそれは非常に忙しい時期とか、時間帯とか、それぞれありますので、そのときには待ち時間が相当長くなるだろうし、あるいはそれほどでもない。ほとんどスムーズに流れるというようなこともあるので、もう少しデータをしっかり取った上で指標として導入しないと、サービスの質として直ちにこれを要求水準として掲げるというのは現在のところ難しいということでもあります。

したがって、こういう待ち時間だとか業務処理時間が本当にシーズンだとか曜日だとか時間帯ごとに細かく取れるようになれば、それはおっしゃるような一つのサービスの質として掲げてもいいのかなとは思いますが、現在のところは確かに待ち時間の表示なども現場に行ったらされてはいるんですが、指標として、サービスの質として使うのはなかなか難しいということで、今回は

やむを得ないかなと小委員会では判断させていただいたということでもあります。

落合委員長 野原委員、よろしいですか。

野原委員 わかりました。

落合委員長 それでは、監理委員会として本件につきまして発言をするということですが、樫谷主査の方からお願いします。

樫谷委員 それでは、少し私の方からコメントさせていただきたいと思います。

まず事業実施期間についてでございます。事業実施期間については、当初5年間の計画を2年間に変更していただいたものでございますが、この変更の趣旨については、例えば各法務局、地方法務局に伝達して入札説明会で十分な説明を行っていただくなど、さまざまな機会を通じて民間事業者への周知を図っていただきたいと思います。

また、事業実施期間の設定は多様な民間事業者の参入を確保するに当たっての重要な要素の一つであることを踏まえまして、次回以降の事業実施期間につきましては今回の入札実施結果とか、民間事業者の意見などを踏まえまして、必要に応じて見直しを行っていただきたいと思っております。

それから、実務経験者等の配置につきましては、今回の実施要項において一定の要件の緩和を行ってはおりますけれども、依然として民間事業者の参入障壁となるおそれがあることから、今回の事業の実施状況を見た上で次回以降、必要に応じてその配置要件などについて見直しを行っていただきたいと考えております。

それから、落札者決定の評価基準における加点項目につきましては、今回の落札結果や事業開始後の実施状況等を十分に検証し、その結果を踏まえまして次回以降、必要に応じて評価項目の内容とか、各評価項目の配点とか、基礎点と加点との比率などにつきまして見直しを行っていただきたいと思っております。

それから、民間事業者との連携協力でございますけれども、民間事業者による本事業の円滑な実施に資するために、既に本年度から事業を実施している登記所においては、研修への協力や引継ぎに必要な措置、実施期間開始後の協力を主体的に実施しているものと承知しておりますが、今回、実務経験者等の配置の要件を緩和したことなども踏まえまして、今後ともこれらの取組みがしっかり行われ、引き続き事業の適正かつ円滑な実施が確保されますよう、本省から各登記所に対して十分な指示を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

私のコメントは以上でございます。

落合委員長 それでは、本件につきまして委員会として了承ということでもよろしいでしょうか。それでは、異存がありませんので、了承ということにさせていただきます。

そういたしますと、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、法務省から付議されましたこの実施要項案につきまして監理委員会としては依存がないということでもありますので、私の方からこれを手交させていただきたいと思っております。

(落合委員長から倉吉法務省民事局長へ公文の手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、法務省民事局の倉吉局長からごあいさつをいただきたいと思っております。

倉吉局長 民事局長の倉吉でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

本年度の登記簿等の公開に関する事務の民間競争入札実施要項案の御審議に当たりましては、入札監理小委員会の樫谷主査、渡邊副主査、そして稲生専門委員から数多くの貴重な御意見をいただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、ただいま本委員会から御指摘いただきました論点につきましては、今後の実施状況なども踏まえつつ、もちろん適切に対応してまいりたいと考えております。

本年度は、全国で135の登記所において市場化テストを実施することになります。昨年度同様、適正に入札を進めてまいりたいと、これも考えているところでございます。

今後とも本委員会の皆様方には御指導いただくことが多々あるかと思いますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

落合委員長 それでは、法務省におかれましては公共サービス改革法の趣旨、目的というものを最大限に発揮するように、今後も更に一層努力していただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

(法務省関係者退室)

落合委員長 それでは、次に国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業」実施要項案につきまして御審議をお願いしたいと思います。

これにつきましては、入札監理小委員会ではやはり審議をしていただいたわけですが、その審議結果につきまして入札監理小委員会の小林副主査の方から御報告をお願いいたします。

小林委員 「通訳案内士試験事業」につきまして、審議結果を御報告いたします。資料3-1に従いまして、ポイントを御説明したいと思います。

1点目は「対象事業の範囲等」についてでございますけれども、これにつきましてはまず受験申請の電子申請に係る業務というものも含めて民間競争入札の対象とすべきではないかということを検討していただきました。この電子申請に係る業務が入札の対象から外れておりましたので、それを一体として出す必要があるのではないかとという観点でございますけれども、この電子申請システムは機構が所有しているものではなく、その都度、調達して使用しているだけであるということで、本業務については従来どおり機構の業務とするということにいたしました。

ただし、電子申請と書面申請で別業者が行うというのは効率的ではございませんので、今後も電子申請業務を合わせて対象とできるように、システム調達の在り方等を再検討していただくように確認いたしました。

本業務は海外におけます試験も実施されますので、海外への試験問題等の発送、または海外での試験の実施等につきましても機構の協力を得まして、協力体制の中で行っていく必要があるということを確認いたしました。

2点目は「請負報酬の支払い」についてでございます。請負報酬の支払いにつきましては事業の終了後に支払うということになっておりましたが、民間事業者の資金調達に係る金利コストといたしますか、調達コストの負担軽減という観点からは、例えば3か月ごとの実施状況の報告の際に支払うような部分払いができないかどうかということを検討していただきました。

この点につきましては、受託事業者の負担軽減ということで、筆記試験終了後、当該業務までの報酬額の部分払いが請求できるようにしていただきました。

それから、ディスインセンティブでございますけれども、このディスインセンティブが業者に対して過重な負担になっているのではないかとということで検討していただきました。ディスインセンティブにつきましては、5%を上限にペナルティポイント制によって減額を基本として要項を修正していただくということでございます。ミスの数に対するペナルティポイントへの反映のさせ方についてはさらなる検討が必要であり、また機構の提案内容によって事業を実施して、その実施状況を踏まえながら次回の事業に生かしていくことが必要であるということを機構と確認いたしました。

また、さらなる幅広といえますが、前広にインセンティブについても検討する必要があるのではないかなというようにも議論いたしました。今回はディスインセンティブについて事業者のモチベーションを下げないように行っていただくということで確認いたしました。

3点目は、「入札参加資格」でございます。入札する業者の業務が試験に関係しているような場合に制限を設けるべきか、またはその業者の中でファイアウォールをつくらせる等の規定をするかという点について検討していただきました。

実施要項の中におきまして、その契約に基づき民間事業者が講ずべき措置として、請負事業を実施している間、通訳案内士資格取得を目的とした講座を開設、また講習会の開催等をしてはならない旨を記載して、入札参加資格には記載しないということにいたしました。

4点目は、「落札者が決定しなかった場合の措置」についてでございます。これにつきましては、多様な語学の試験あるいは多様な試験を行うわけでございますけれども、それを請け負って実施できる業者がどのくらいいるかということについて、マーケットサウンディングを行う必要があるのではないかなというように検討していただきました。

機構によるパブリックコメントの結果では、1社からしか意見がなかったということでございますが、別途、試験運営事業者等にヒアリングを行いました結果、いろいろと試験問題作成あるいは口述試験委員の確保等について不安視する意見がございました点から、これについても機構と協力体制を実施していただいて、落札者に協力していただいて情報提供を行っていただくということを確認しております。仮に落札者が決定しなかった場合には、再度事業者へのヒアリングを行って、必要に応じて業務範囲あるいは協力体制の実施等について見直しを行っていただくということを確認してございます。以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、小林副主査からの御報告のとおり、国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業」実施要項案につきまして、本日委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

では、異存がないようでありますのでそのようにさせていただきます。

それでは、国際観光振興機構に入室をしていただきます。

((独) 国際観光振興機構関係者入室)

落合委員長 それでは、国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業」実施要項案につきまして本

委員会として発言ということで、小林副主査よりお願いいたします。

小林委員 では、私の方から「通訳案内士試験実施事業」実施要項案の議了に当たって指摘事項を申し上げさせていただきます。

1点目は、本事業は試験実施の大部分を民間事業者が行う初めての事業であり、また海外での実施もございますので、機構と受託者が十分協力し合って事業を進めていただくように努力していただきたいと思います。

2点目でございますが、本事業の受験願書の申請につきまして、審議いたしましたとおり、書面による方法、電子申請の方法がございますけれども、今後は効率性の観点等も含めて、電子申請受付業務も含めて民間競争入札の対象にできますよう、システム調達の在り方等についても再検討いただきたいと思います。また、事業実施の期間についても検討いただきたいと思います。

3点目は、ディスインセンティブ、減額基準についてでございます。試験実施業務でございますので確実に定められたサービスの質を達成するということが必要不可欠でありますし、その観点から質を達成できない場合に報酬の減額を行うということも必要でございますけれども、減額の幅につきまして、一つの質に対して未達成の程度にかかわらず、一定の減額ポイントを付与することが受託者への十分な動機づけになるかどうかということを含めて検証していただいて、その成果を次の事業に生かしていただきたいと思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

以上でございます。

落合委員長 それでは、本件につきまして監理委員会として了承ということでよろしいでしょうか。

それでは、異存がありませんので了承ということにさせていただきます。

そういたしますと、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、国際観光振興機構から付議されました実施要項案につき、監理委員会としては異存がないということになりましたので、私からそれを手交させていただきたいと思います。

(落合委員長から道明(独)国際観光振興機構理事へ公文の手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、国際観光振興機構の道明理事からごあいさつをいただきたいと思います。

道明(独)国際観光振興機構理事 国際観光振興機構の道明と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この度、通訳案内士試験事業の民間競争入札実施要項案の御審議に当たりまして、入札監理小委員会の小林副主査を始めとしまして、委員の先生の皆様方におかれまして数多くの貴重な御意見をいただきました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

ただいまの本委員会からの御指摘を踏まえ、本日御承認いただきました実施要項につきまして適切に対処してまいりたいと考えております。今後とも、引きつつ御指導をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

落合委員長 それでは、国際観光振興機構におかれましては公共サービス改革法の趣旨、目的を

最大限に発揮されるよう、今後とも一層御努力のほどをお願いいたします。どうもありがとうございました。

((独) 国際観光振興機構関係者退室)

落合委員長 続きましての議題は、「アビリティガーデンにおける職業訓練事業の実績評価について(案)」でございます。この事業は、独立行政法人雇用能力・開発機構が19年度に民間競争入札により単年度で実施した事業であります。

本件につきましては、ハローワーク等分科会の原専門委員にも御出席いただいた上で、入札監理小委員会において審議を行いました。審議を踏まえた評価案につきまして、雇用能力・開発機構との協議も整ったということでございますので、本日事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から平成19年度「アビリティガーデンにおける職業訓練事業の実施評価(案)」について御説明させていただきますので、資料4をごらんいただければと思います。

まず、事業の概要について簡単に御説明させていただきます。今回、入札の対象となっておりますのは、アビリティガーデンにおけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースのうち、在職者訓練であって開発・試行実施が終了して一定期間が経過した6コースの実施となっております。こちらは前期、後期と2回ずつ行うということで、合計12コースを行う形となっております。契約期間は、平成19年11月1日から平成20年3月末日となっております。

入札に当たっては、受講者1人当たりの単価を入札金額として入れていただきました。その結果、落札額は1万8,900円となっております。契約金額はその単価掛ける受講者の人数という形になっております。

続きまして、本事業実施に当たり確保すべき質として設定されていた項目でございますけれども、2点ございます。

まず1点目は、「受講者及び受講主に対するアンケートの満足度調査」という形になっております。こちらは、それぞれアンケートの満足度調査において80%以上の受講者なり事業主から役に立った旨の回答を得ることということで設定されております。

続きまして、2ページに進んでいただきまして、もう1点目の質として設定されている「受講者数の確保」でございます。こちらは、この表の下に記載させていただいておりますように、平成17年度のアビリティガーデンの機構自体が実施した6コースの実績と同程度の受講者数を確保することとされております。以上が、事業の概要でございます。

続きまして、機構から実施状況の報告をいただきましたので、その実施状況の報告に基づき、事務局の方で作成した評価の内容について御説明させていただきます。

まず、サービスの質の確保について御説明させていただきます。アンケートの満足度調査でございますけれども、19年度の結果を2ページの最後の方から3ページの方にまとめさせていただいております。太枠で囲ったところが19年度の実施結果となっております。

具体的な評価の内容につきましては4ページに記載させていただいておりますので、4ページをごらんいただければと思います。

まず19年度の実績については、受講者、事業者とも要求水準である満足度は80%をほぼ全コ

ースで達成しており、一定の水準を確保できたと認められるかと思えます。

ただ、19年度の前期に実施した6コース中2コースにおいて、具体的には3ページの上にございます表の網掛けの部分でございますけれども、こちらの2コースについて大幅に水準を下回ったことがございました。また、機構がモニタリングを行った結果、企画書の記載事項不履行を認めたコースが3コースあり、これらについて機構から民間事業者の方に改善要求を行った結果、後期ではほぼすべてのコースで満足度が上昇しており、サービスの質の確保に当たりましては機構の適切な監督、指導及び受託事業者との連携が有効に機能したと考えられるかと思えます。

また、後期に機構の指導改善要求によってアンケートの満足度が上昇したということを考えますと、事業開始前段階や事業開始当初からの機構と受託事業者のコミュニケーションの強化により、前期分についても、より高い満足度が得られたと考えることもでき、今後、官民競争入札等を行う際にはこの点について留意することが必要だと考えられます。

この点につきましては、入札監理小委員会で御指摘いただいた部分でございます、本評価案に追加した点でございます。

続きまして、2点目のサービスの質の受講者数の確保でございます。こちらは、4ページの下からまた表でまとめさせていただいております。こちらにつきましても、19年度の実施分については全コースで要求水準を上回る結果となっており、特段問題なく実施されたと評価しております。また、受講者数の確保につきましては、民間事業者の広報活動だけでなく、機構も従来の募集活動を行うこととなっておりますので、両者の募集活動の結果、18年度とは実施コースの数が違うということはございますけれども、全受講者数について前年以上の受講者数が確保できた点については評価すべきことであるかと思えます。

最後に、実施経費でございますけれども、具体的な評価の内容については7ページを御参照いただければと思います。こちらは受講者の視点と国、機構の支出という観点で評価しております。

まず、受講者の視点で、受講者が支払う受講料については平成18年度機構実施分が2万1,000円であったのに対し、平成19年度民間事業者の実施分は落札額の1万8,900円と安くなっております。アンケートの満足度調査などにそれほど遜色がなかったことを踏まえますと、受講者にとっては費用対効果の向上が見られたと評価できます。

また、国の支出という観点で見ますと、平成18年度機構実施分の受講者1人当たりの実施経費は1万8,667円であり、民間実施分の19年度は1万8,900円となっております。こちらは、機構が実施した場合と民間事業者が実施した場合はほぼ同等という形になっております。

最後に、これらの結果を踏まえた今後の課題でございますけれども、このアビリティガーデン自体は平成19年度をもって廃止されることが決定しております。ただ、今回の職業訓練事業について、機構の適切な監督・指導の下、サービスの質、要求水準が確保されるなど、有効に事業が実施されたということを考えますと、今後機構が実施するその他の事業についても官民競争入札、または民間競争入札を実施する際には今回の検証結果を踏まえることが必要であると結論づけております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上とさせていただきます。 落合委員長 ありが

ありがとうございました。ただいまの御報告について、御質問、御意見はございますでしょうか。

榎谷委員 これを見て、前期と後期とありまして、後期は非常に高い成果を上げて、前期は若干問題があったかなと思いますが、これは今後は行わないんですけれども、今後の参考として、引継ぎが十分されているということがあれば、このように前期と後期の差が、より少なくなるのではないかと考えておりますので、是非今後とも引継ぎについては十分行うように徹底していただくようなことを事務局の方もお考えいただけたらいいかと考えておりますし、実施要項の方もそのようなことについて、より配慮をしていただくような記載の仕方が必要かと考えております。

落合委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては監理委員会としてこの内容でもって実績評価ということを確認するというにしたいと思っております。

続きまして、前回の監理委員会で御審議いただいた有識者ヒアリングの関係で、「提案者加点制度」というものについて御議論があったわけですけれども、この「提案者加点制度」につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

関参事官 御説明させていただきます。

前回の監理委員会で、「提案者加点制度」につきまして御指摘がございまして宿題となっておりますので、その後の状況を御報告させていただきます。

提案者加点制度は、有識者ヒアリングの中で根本教授から御提言をいただいたものでございます。事業の提案を行ったものを総合評価の評価項目において加点するという事で、提案を行う動機づけを行う、インセンティブを与えるということで民間提案を活性化することをねらった御提案だったと承知してございます。これにつきましては、やはり入札を行うについては会計法令の規定によるということになってございますので、財務省主計局に照会をしたところでございます。

結果から申しますと、それは適当ではないというような回答を得ているところでございます。その理由は2点ございました。

1点は、評価項目の設定はすべての入札参加者、事業者にとって平等でなければならない。これに照らすと、提案事業者に特別に加点することは平等性の観点から問題があるという点でございます。

もう一点は、そういう事業者への優遇は結果として、実態的には随契に近いのではないかと。例えば、いわば隠れ随契と言われるおそれもあるのではないかと。こういう信頼性という観点からの懸念があるという指摘でございました。ということで、加点制度については非常に難しいという状況と理解してございます。

ただ、一方で、根本教授からは、民間からの提案内容について、市場化テストを実際に導入するかどうか、これを判断する際に、行政側に任せきりにするのではなくて、第三者機関が関与することが必要ではないかという御指摘もいただいたところでございます。

この点につきましては、これまでも監理委員会あるいはそれぞれの分科会に御紹介させていただいているところでありますけれども、今後民間からの提案が集まった時点、あるいは各省との処理の途上の段階、そういう節々におきまして委員会とかそれぞれの分科会で御指示をおおきながら進

めたいと考えているところでございます。以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見はございますか。

榎谷委員 確かにハンディを与えるということでしょうから、不公平という意味では不公平なのかも知れませんが、やはりたくさんいろいろなものを提案していただくというのが非常に大事なことだと思うんです。したがって、加点の程度にもよるんでしょうけれども、やはりこういうような考え方というのは必要なのではないかと私も思っております。例えば、同じ点数だったらいいとか、最悪の場合ですが、そのようなことを導入できる範囲内でいいと思うんですけれども、また御検討いただけたらと思います。

落合委員長 ほかに御意見がございましたらどうぞ。

森委員 平等性が問われるということは、ある面では逆に悪い意味を持つ。この官民競争入札自体、創意工夫という視点が入っているわけですから、そこでの今の2つの項目というのは、どうもこの法律の趣旨からいくとなじまないのではないかと今お話を聞いて思いました。

落合委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

では、野原委員どうぞ。

野原委員今のお2方の意見と同意見ですけれども、やはり提案者の加点制度というのはもっとプラスの方向で検討すべきことであって、提案することが不平等になるというのは私には全然理解できません。創意工夫をもってよい案を提案するというのを加点するというのはとても平等なやり方だと思うんです。プラスの提案をしたからプラスに加点されるということで、不平等ということにはならないのではないかと思いますし、隠れ随契につながると考えるということは、審査をきちんとできないということの裏返しのように思いますので、むしろ加点できる制度を入れた上できちんとそれを審査できる体制をつくるということで実施していただく方向で検討していただけたらありがたいと思います。

落合委員長 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 私も基本的に同じでして、今の御説明を伺いますと本当の懸念というか、危険があるとしたら、隠れ随契と言われたのですが、実質的にもうここというふうに決まっていて、形だけ入札をするということが多分一番の懸念で、ほかはどちらかという抽象的にこれがいいとか悪いとか、そういうお話のように承ったんですね。

隠れ随契について申し上げますと今、野原委員が言われたように、本当に提案した人に加点しただけで隠れ随契という問題が出るのかというすごい素朴な疑問を私は持っていて、実質随契になっているというのは長年のおつき合いなのか、ここに決めて、多くの問題点は第三者が入れないような短い期間しか設定せずに、実質もう決まっているというのを本当の意味で隠れ随契と言うと思うんです。

そういう意味では、できればコンセプト的にこういう危険があるということではなくて、隠れ随契の危険があるというのであればそれを排除するような方法をとれば、具体策をとれば済むことではないかと思っております。

そういうことを考えますと、今、例えば言われた評価する側がきちんとした採点をし、コントロールできる。コントロールというのは、審査をして入札のプロセスをコントロールできるということであれば、恐らく隠れ随契というのは本当の意味の制度の導入を妨げるだけの、全面否定するだけの強い理由にはならないと思うんです。

そういう意味では、もう少しコンセプチュアルなレベルではなくて、具体的にどこがどういうふうに作用して隠れ随契の問題が発生するのかとか、もう少しミクロの議論をしていただいて本当に導入がだめなのかどうか。そこを御検討いただかないと、多分コンセプチュアルなレベルで私は賛成、私は反対と言っているのと最後まで変わらないのかなということを感じたものですかから申し上げさせていただきました。

落合委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

どうぞ、小林委員。

小林委員 全く同意見なんですけれども、今、随契がだめで一般競争入札にしなければいけないということになっても、一般競争でも競争が働いていなかったりということがあるわけです。だから、形式的に随契というようなことではなくて、やはり実質的な考え方をしなければいけないというところをもっとお考えいただいた方がいいのではないかと思います。

落合委員長 全体的に今の御議論を要約すれば、財務省の説明は全然受け入れ難いというのが監理委員会の見解であるということで、もう少し前向きに民間が創意工夫をいかにして発揮できるようなことにしていくのかを考えるべきであるということになりますから、現状のやり方をひたすら墨守するというので、それ以外はこの意見は、形式的な議論をもってはねるというような態度はいかなものかと要約できると思います。財務省の方にも、監理委員会としてはそういう考えなので、もう少し前向きに更に検討してそのことの実現が実現できる方向を探ってもらいたいとお伝えしたいとすることにいたします。

ほかに特に御発言ございますか。大体、予定しました時間がまいりましたので、本日はこれでよろしいでしょうか。

それでは、どうもお暑いところありがとうございました。